

中国における捜査段階の被疑者の 権利保障について

馮 涛¹⁾

目 次：

- 1 はじめに
- 2 捜査段階の被疑者における権利保障の進展
- 3 捜査段階における被疑者の権利保障の不足及び整備対策
- 4 終わりに

1 はじめに

刑事訴訟法は公民の生命と自由という二つの最も基本権利に関わる法律である。この二つの基本権利に関する重要な原則はほとんどの憲政国家の憲法に規定されている。したがって、刑事訴訟法は「人権憲法」とも呼ばれている国がある。アメリカはその典型的な代表である。アメリカには統一刑事訴訟法典はないが、刑事訴訟における国民の権利保障に関わる内容はアメリカ合衆国憲法の中に規定されている。憲法の中に規定された公民基本権利の中に12項の権利が刑事訴訟と緊密に関連している。例えば、人の身柄、住所、文書及び財産は正当な理由がなければ、搜索・押収されない権利（修正第4条）；公正、公平に裁判を受ける権利（修正第5条、第14条）；自己負罪の強要を拒否する権利（修正第5条）などの権利を有する²⁾。我が国の憲法も10項あまりの内容が刑事訴訟に直接に関連し、刑事訴

1) 馮涛 西南政法大学法学院 助教授。2004年3月～2005年3月広島修道大学外国人研究員。本文は広島修道大学法科大学院の植田博教授のご指導でできたもので、ここでお礼を申し上げます。

2) 何家弘 『当代米国法律』社会科学文献出版社（2001年）404頁。

訟法は憲法上で規定された内容と一致する場合もある。例えば、憲法第125条は「被告人は弁護権を有する」と定め、刑事訴訟法第11条は「被告人は弁護権を有し、人民法院（裁判所）は被告人の弁護権を保障する義務がある」と規定している。憲法第135条は「人民法院、人民検察院（検察庁）と公安機関（警察署）は刑事事件を取り扱う時には、適当かつ有効に法律を適用し、責任を負って、分業・協力し合い、制約しあうべきである」と定めている。それと刑事訴訟法第7条の内容はまったく同じである。生命権、自由権はその他の権利の基礎であり、この両項の基本的な人権を保護する刑事訴訟法は人権保障において、重要な地位づけである。現代法治国を概観すると、犯罪の処罰と人権の保障を刑事訴訟の二大の任務としていない国はないであろう。刑事訴訟の直接目的は前述した二者の調和と統一である。近年来、職権主義の刑事訴訟と当事者主義の刑事訴訟は互いに参考・融和するという趨勢があるにもかかわらず、大陸法系国家にしても、英米法系国家にしても、刑事訴訟の目的は変わったことなく、刑事訴訟の処罰機能を強調すると同時に人権保障の機能も強めている。改正された1996年の中国刑事訴訟法は当事者主義の中の合理的なものを取り入れながら、相当な職権主義の特色も保った。それにしても、刑事訴訟法は最初から犯罪の処罰と人権の保障という主旨を明らかにしたが、その第1条は「刑事法を適正に適用するのを保障し、犯罪を処罰し、人民を保護し、国家の安全と社会の公共安全を保障し、社会主義秩序を維持するため、憲法に基づき、この法律を制定した」と定めている。第2条は「中華人民共和国の刑事訴訟法の任務は、正確かつ迅速に事案事実を解明し、適正に法律を適用して犯罪者を処罰し、無罪の人は刑事責任を追及されないように保障すべきである…」と定めている。刑事訴訟手続として、人権保障の重点は言うまでもなく被疑者、被告人の基本的権利を保障することである。勿論、「実際に言えば、刑事手続が保障する人権は被疑者、被告人の人権だけでなく、更に、すべての国民の人権を保護するのである。ただし、この保護の機能は、具体的な被訴追人の権利を守ることを通してこそ、果たしているのであり、

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

それにより、国家機関の公権力を制限すると同時に、権利の濫用を防ぐことが可能である。歴史をよく見れば分かると思うが、被告人が人権を有しない或は十分に有しないことは通常すべての国民が正当な人権を十分に受け取られないことと深く関わっている。それは、国家の公権力を前に、すべての国民は潜在的な被告人であり、国家の公権力が制限されていなかったら、誰でも被告人になる可能性がある。それは、被告人が人権を保障されない或は十分に保障されない場合、国家の公権力が制限されていないことを意味している。この場合、すべての国民の人権は保障できないと言える³⁾。したがって、刑事訴訟法に規定されている被疑者、被告人の権利を保護する状況は一国とその社会構成の成員の間の関係及び国家に比べて、個人の法的地位を明らかに示すことができる。

中国では、長い期間にわたって、「重実体、軽手続」(実体法の重視、手続法の軽視)、犯罪の打撃を強調し、犯罪を処罰するが、人権の保障、特に被疑者、被告人の訴訟権利への保障は極めて無視している。被疑者が国家の公権力により侵害されやすいという現象は捜査段階に特に目立っている。その原因を深く究明すれば、安全第一、国家の権力第一という訴訟観念の影響が根強いからではないだろう。伝統的な中国社会は倫理型社会であり、欧米から伝わってきた権利の観念はこのような倫理型社会に形成・定着しにくいのである。逆に個人の権利を抹殺するのも当然なことだと考えられていた。法律の価値の選択においても、二千年余りの封建独裁支配及び厳格な宗法家庭の観念は安全第一及びその実現を保障する国家公権力第一という訴訟観念は昔から存在し、自由と個人利益は副次的な地位、甚しきわずかな地位しかない。社会の安定・安全を維持するため、我が国の刑事訴訟は捜査機関に強大な権限を与え、被疑者、被告人の権利を弱化していた。改革開放政策を行って20年以来、国民の権利意識、被疑者、被告人を含める権利意識は次第に確立し、強化されつつある。それにしても、個人権利

3) 鎮正傑 「刑事プロセスの価値論」,「プロセスの正義と人権の保障」『中国法学』2000年第五号150頁。

を無視する思想に深く影響され、及び個人本位でなく、社会本位を中心にする伝統的法律文化は強い生命力を持ち、訴追活動に継続的に影響を与えている。捜査員を含めて、数多くの人は国家・社会の利益と比べて、被疑者の利益を犠牲しても、たいしたことはないと認識している。何人の個人利益であっても、取り分けすでに国家公権力に拘束された被疑者の利益は、犯罪を処罰する必要性と比べれば、同じく重要でなく、副次的な地位に置かれるのは当然のことである。実体（法）を重視し、手続（法）を軽視し、手続法は実体法を実現するための手段・道具であるからである（「手続道具主義論説」）。その故に、捜査中には、捜査員が行う措置が、事案の真相（事実）を解明するのであれば、犯罪被疑者の権利を犯したとしても、例えば、拷問による自白の強要（当事者の身体に機能障害が起こらない場合に限る）、違法な搜索・押収、「超期羈押」（法定の身柄拘束期間を超過すること）などの行為は許容される。実務から見ると、刑事訴訟中の違法勾留、拷問による自白の強要、欺罔・偽計による取り調べ、被疑者、被告人の弁護権を剥奪するなどの違法行為は捜査段階によく発生している⁴⁾。

中国において、刑事事件を扱うには、典型的な線形構成、流れ操作という特徴が明らかに見える。事件の受理、捜査、起訴、公判、執行と五つの手続に分かれている。その中、捜査、起訴、公判は最も重要である。工場で製品の製造過程と同じように、刑事事件も公安機関（警察）、検察院、法院（裁判所）という三つの不可欠な機関がかかわると指摘した学者がいる。捜査は刑事訴訟の第一の重要な手続で、証拠の収集・審査、犯行の摘発・証明などの作業が含まれている。それは起訴と公判の基礎であり、犯罪を抑止する働きが重視されている。長い間にわたって、捜査段階において、被疑者は訴訟主体地位に位置せず、享受する訴訟権利も極めて限定されている。捜査手続は起訴、公判より特殊性を持つのは否定できないが、捜査手続の目的といえば、刑事訴訟の目的を表現すべきなのである。これ

4) 李心鑑 『刑事訴訟構造論』中国政法大学出版社（1992年）189頁。

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

に対して、起訴、公判手続では特殊性がない。捜査手続の目的である犯罪の処罰と人権の保障は同じく大切で、どれも軽視してはいけない⁵⁾。今日、刑事訴訟制度の発展にともなって、捜査中においての被疑者の訴訟地位を高め、その訴訟権利を保障するのはすでに世界の主流になった。時代の流れに適合し、改正された我が国の刑事訴訟法はその面においては、大きな進展を遂げた。

2 捜査段階の被疑者における権利保障の進展

- (1) 「人民裁判院が判決を下さないうちに、何人に対しても有罪の判断をしてはいけない」という原則の確立

無罪推定は現代刑事司法の礎石であり、また国際刑事司法の公認の基本原則であり、その国の司法文明を評価するシンボルの一つである⁶⁾。改正された「刑事訴訟法」第12条は「人民裁判院が判決を下さないうちに、何人に対しても有罪の判断をしてはいけない」と規定している。これは改正された刑事訴訟法の、被疑者、被告人の権利保障における大きな変化である。第12条の内容はまさに真の意味の「無罪推定」原則かどうか、学会では一致した説がなく、論争を続けている。その中に代表的な考えが二つある。一つは、これが中国の特色を持つ無罪推定の原則であるとの見解であり、もう一つは、ただ無罪推定の合理的な要素を吸収した上で、「人民裁判院が判決を下さないうちに、何人に対しても有罪の判断をしてはいけない」という原則を確立したという見解である⁷⁾。私見では、わが国の刑事訴訟法の内容、立法の背景および国際刑事司法基準の内容から見れば、「無罪推定」におけるこの規定は世界に通用されている無罪推定原則に属さず、裁判所が統一的に罪刑を判断する権限を確立しただけだと考える。1966年12

5) 前掲4)。

6) 龍宗智・秦宗文 「無罪を推定する原則を再論する」『刑事訴訟の先端的な研究』(第三卷) 中国檢察出版社(2005年)55頁。

7) 周国均 「身体刑で自供を迫る行為の禁止に関する若干の問題を試論する」『政法論壇』1999年第一号90頁。

月に国連が「公民権利と政治権利の国際公約」を採択し、中国政府は1998年10月5日にこの公約に加盟した。この公約の14条2項は無罪推定原則について明確に説明した。つまり、刑事事件で起訴された人は確実な証拠(事実)により有罪の判断がなければ、無罪と見なす権利を有する⁸⁾。「無罪と見なす」と「有罪の判断ができない」とはその中身に大きな違いがある。「有罪の判断ができない」とは「無罪である」ということではなく、有罪と無罪という不確定の中間状態にある可能性があると思う。それと同時に、「無罪と見なす権利がある」というのは必ず当事者の黙秘権を含める。黙秘権は無罪推定の重要な内容であり、被疑者、被告人が刑事訴訟においての独立した訴訟権利である。但し、「有罪の判断ができない」というのは黙秘権が含まれていないのである。刑事訴訟法第93条は、「被疑者が捜査員の質問に対して、ありのままに答えなければならない」と明確に規定している。1996年に刑事訴訟法改正の時、中国の立法機関のオーソリティーは無罪推定について、「封建社会では有罪推定の原則に従い、ブルジュアジーは有罪推定に対して無罪推定を提出した。われわれは有罪推定に徹底的に反対するが、欧米の無罪推定と違って、客観事実に基づく無罪推定を提唱する」と説明した⁹⁾。

「公民権利と政治権利の国際公約」と比べて、わが国の刑事訴訟法はただ無罪推定の合理的な内容、例えば、罪刑確定の権限は裁判所が有すること、起訴側が証明責任を負うこと、疑罪从无(罪刑の疑いがあれば、無罪に推定する)などを取り入れただけである。従って、刑事訴訟法第12条の「何人でも人民法院が有罪の判決を下さないうちに、無罪と推定されるべきである」という規定を改正したほうがいいと思う。それにしても、現行法第12条は人権の保障、特に被疑者、被告人の権利の保護において、ひとつの

8) 陳光中・ダニエル・普瑞方廷『国連の刑事司法準則と中国刑事法制』法律出版社(1998年)100頁。

9) 陳光中・ダニエル・普瑞方廷『国連の刑事司法準則と中国刑事法制』法律出版社(1998年)114頁。

大きな進歩だといわざるを得ない。

捜査は起訴と公判の前提と基礎であり、捜査員の収集した証拠、資料および事件に対する事実認定は、疑いもなく、起訴、公判に直接重要な影響を与えている。現行の刑事訴訟法第12条の趣旨に基づけば、法院が判決を下さないうちに有罪の判断という結論は出せないというから、捜査中の被疑者は訴訟の客体ではなく、主体の地位を占めるのはあたりまえだと思う。訴訟主体としての被疑者は訴訟手続上の基本的な人権を持ち、刑事訴訟において、被疑者の各権利が国に尊重され、保障されるべきである。それにこれらの権利を実現させるように必要な条件を提供すべきであると思う。被疑者の主体性の訴訟地位を表現するには、被疑者に防御権（弁護権など）を与えるべきである。現代刑事訴訟の中に、弁護権は基本的な人権であると明確に確立され、多くの国では訴訟法上の権利だけでなく、憲法上の権利とされている。各国刑事弁護の重点について、法律上被告人が弁護権を持つことの宣告から弁護権の保障対策を制定することになった。こういう弁護性質の転換ができるのはまず無罪推定の原則の功績が大きいと言える¹⁰⁾。

(2) 弁護士が刑事訴訟に介入する時期の早期化および活動範囲の拡大

1979年の刑事訴訟法の規定によると、弁護士は公判を行う七日間前、被告人に依頼されて、刑事訴追活動に介入できる。弁護士が遅れて訴訟に介入するので、被告人ための弁護準備に十分な時間がなく、多くの場合に、弁護士が刑事事件に慌しく出陣し、切実で有効に被告人の合法的權益を保護することができない。国連には弁護士の介入訴訟時間について確かな規定がある。例えば、1990年に開かれた「第8回国連犯罪防止と犯罪者待遇大会」で可決された「弁護士の作用の基本原則」の第1条は、「何人も一名の弁護人に依頼し、自分のため弁護してくれ、自分の権利を保護・確立し、

10) 宋英輝・呉宏耀 『刑事裁判の前のプロセスに関する研究』中国政法大学出版社（2002年）373頁。

刑事訴訟中のどの段階でも弁護できると規定している。このような規定は多くの国と地区の刑事訴訟法及び憲法の中に定められている。例えば、米国憲法は刑事訴訟手続において、被告人は弁護士の援助を受ける権利があると規定した。フランス刑事訴訟法典第63条は「逮捕されている人は弁護士と接見することができる」と定めた。ドイツ刑事訴訟法典第136条と137条は被疑者、被告人訴訟手続のどの段階でも弁護人の依頼が出来る。それに、訊問される前に、選任された弁護人と会談することもできると定めた。日本刑事訴訟法第30条は「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる」と定めた。旧ソ連、旧ユーゴスラビアなどの国も弁護人は捜査段階でも訴訟に参加することができるし、被疑者は弁護士の援助を受けられると規定された。

実際には、弁護士が捜査段階で刑事訴訟活動に参加するのは重要な意義を持っている。全体的に見れば、無罪の人が刑事追究されないように保障でき、合法的権益を守ることもできる。具体的にいえば、①弁護士が捜査に介入するのは弁護士が早く即時に事件の事情を了解させ、事案資料（ファイル）の閲覧と被疑者との接見する十分な時間があるからこそ、公判する前の準備が十分にできるのである。②捜査機関が厳格に法により、刑事事件を扱うことに有益し、強制力（拷問）による取り調べ、誘導性の取調べなどの違法な証拠収集を防止できる。③捜査機関が捜査段階で客観的に、全面的に被疑者の有罪か無罪及び罪刑の重さを判明することを促進し、刑事事件の扱うレベルを向上させる。④弁護側と訴追側は一定の対抗を形成し、裁判官が全面的に訴追、弁護双方の証拠調べ、弁論を聞いた上で、公正な判決を下すことができる。以上の考えに基づき、弁護士が遅れて介入する問題を解決するために、国連の関係文書の規定及び慣行のやり方と一致するために、改正後の刑事訴訟法の中に捜査段階では、弁護士は依頼され、刑事訴訟に介入することができるという内容を増加した。刑訴訟第96条は「犯罪被疑者は捜査機関による第一回の取り調べの後、又は強制処置をされる日から、弁護士を選任し、法律の相談を提供させ、代理、不服

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

申し立て、告訴をすることはできる。被疑者が逮捕された場合、選任された弁護士は「取保候審」(立保証)を申請する権限を有する。選任された弁護士は捜査機関に被疑者の罪名を聞くことができる。また、拘留された被疑者と接見し、事案の事情を聴取することができる」と規定している。公安部(警察庁)が制定した「公安機関が刑事事件を取り扱う手続に関する規定」の第36条は「公安機関が被疑者に第一回の取り調べの後、又は強制処置をされる日から、弁護士を選任し、法律の相談を提供させ、代理、不服申し立て、告訴をすることを告知し、ファイルに記録する」と規定している。この規定は刑事手続が開始されてから、早く弁護士の援助を得ることができる。理論上からいえば、このような援助は心理的な助けだけでなく、法律の相談を提供させ、代理、不服申し立て、告訴をし、「取保候審」(立保証)を申請し、被疑者から事案の事情の詳細を聴取することを通して、実質的な内容が付くことになった。これは重要な意義を持っている。刑事訴訟の進化の歴史は弁護権の拡大の歴史とも言えよう¹¹⁾。これは改正された刑事訴訟法の中にはっきり表された、一つの大きな成果でもあると思う。我が国の刑事司法制度が訴訟民主化の面において、大きな一歩を遂げたことを示している。

(3) ある程度の強制措置の改善

我が国の刑事訴訟の強制処置は公安機関、検察院、裁判所という三つの機関が刑事訴訟が順調に行われることを保障するために、法律にしたがい、一定の期間の内に一時的に被疑者、被告人の身柄を拘束する法定の強制方法である¹²⁾。「拘传」(連行による身柄拘束措置)、「取保候审」(立保証)、居住監視、拘留(逮捕)及び逮捕(勾留)という五種類の強制処置がある¹³⁾。捜査段階は刑事訴訟中において、強制処置、特に勾留あるいは逮捕

11) 田宮裕『刑事訴訟法』(新版)有斐閣(2001年)143頁。

12) 陳光中・徐静村『刑事訴訟法学』中国政法大学出版社(2002年)168頁。

13) 中国では第61条に規定する「逮捕(拘留)」は、「捜査機関が捜査を遂行中に、

という二種の身柄拘束という強制措置がよく採用される段階である。したがって、強制処置を改善することも、ある程度被疑者の権利を保障することになる。強制処置という章節の修正後、刑事訴訟法の条文は以前の15ヶ条から今の27ヶ条に増加され、以上の強制措置に対して、改正作業が行われた。

まず、改正された後の刑事訴訟法で、国内外でよく非難された収容審査といった問題がうまく解決できるようになった。収容審査は20世紀60年代の初期にすでに規定された。1980年に、国務院が公布した『強制労働と収容審査という二つの措置を労働矯正に統一することについての通知』は収容審査の対象を「軽微の違法、犯罪行為または流窜作案（放浪中に犯罪を引き起こすこと）、「結伙作案」（グループ犯罪）の嫌疑を受けた者」と規定した。1985年に、公安部が制定、公布した「第五十号書類」は収容審査の対象と範囲などを規定した。その対象は「流窜作案」の嫌疑がある人または犯行がありながら本当の名前、住所などが不詳の人と限定された。収容審査の存廃について、学会及び実務部門は議論を止めたことなく、その議論は収容審査が誕生された日から始まったのである。収容審査が正式に立法化されていないので、1979年の刑事訴訟法の中にも規定されていなかった。しかも実務上よく採用されている行政的強制措置の一種類なのであり、公安機関にしか採用されていない。いわゆる「自収、自査、自処理」（自分で収容、自分で審査、自分で処分）というのである。実務上の使用範囲は上記の二種の対象を遥かに越えているので、公安機関が各被疑者に対応する万能良薬になり、広範に採用されていて、「法外強制措置」とも言われ

↘ 緊急な情況があるとして、現行犯又は重大な容疑者に対して取られる臨時的の身体拘束措置」とされて、逮捕状を必要とし、日本の「逮捕」と完全に一致するわけではないが、最も近い概念と思われる。中国語表記の「逮捕」とは、「一定の期間、法に基き被疑者又は被告人の身体を自由を奪い、一定の場所に拘束する強制措置の一つ」とされており、日本の「勾留」の制度に最も近い。谷口清作 「中国警察（公安機関）の現状と犯罪捜査関係法令運用上の諸問題」『警察学論集』第54巻第12号、49、51頁。

ている。否定できないのは、何十年の間にわたって、收容審査は犯行を明らかにし、特に「流窜作案」、又は身分不明の犯罪者の犯行の状況を取り調べることに非常に積極的な役を果たしていることである。しかし、実務上の弊害も日増しに明らかになっている。第一は法律の根拠が不足。收容審査は今まで正式に立法化されていない。第二は收容審査の対象の拡大化。收容審査を行う時に、多くの公安機関が国務院と公安部の規定した收容審査対象の条件に基づかなく、実施するケースが多い。收容審査中、本当の名前や住所など言わぬ人または「流窜作案」の嫌疑がある人もいれば、地元生まれ育ちの人もいる。犯罪行為が軽微の人もいれば、逮捕されるほどの者もいる。ただの僅かな違法した者までいる。第三は期間統制が取れなくなる。收容審査されから数ヶ月拘留された人もいれば、数年の人もいる。第四は監督の欠乏。公安部の「第五十号書類」には收容審査は人民検察院に監督されるべきと規定してあるが、正式に立法されていないので、検察機関の監督も形骸化された。第五は管理の不足で、頻りに事故が起こる。毎年、收容審査所で逃走や自殺や收容審査された人が殴打され死亡したり重傷したりするなどの悪性事故は正規の拘禁場よりずっと多いのである。上記のいろいろな事情は重々しく收容審査された人々の合法的權益を損ない、收容審査を廃止すべしという声もますます高くなる。改正された後の刑事訴訟法も收容審査を強制措置と規定していないが、收容審査にあった有効的措置を強制措置に吸収し、法律の形式で明確に規定した。真実の氏名、住所を言わず、身元が不明の人と「多次作案」（何回も罪を犯すこと）、「流窜作案」、「結伙作案」の人という特定した対象を刑事拘留範囲にし、しかもその期間を延長したのである（刑事訴訟法第61条、第69条）。こうすると、公安機関が有効的強制手段で捜査が保障できるうえ、身柄拘束を合法化させることもできるようになった。それは憲法の公民の人身自由権利に関する規定に適合する。

その外、刑事強制措置が補充・改正された。例えば、①「拘传」（連行による身柄拘束措置）の条件や期間が明確にされた。②「取保候审」、居住監

視に関する具体的な手続きをも整備された。③不当な取消し、変更及び法定期間を超える解除権が補充・規定された。特に言うておく価値があるのは、「取保候审」は市場経済に依じて、「財産保」の内容が加え入れられた。これらの規定は捜査機関の法の適用を規制すると同時に、被疑者の人権を保護することも可能とした¹⁴⁾。

(4) 捜査中の拘束期間のさらなる明確化

拘束期間とは、被疑者が捜査中、勾留又は逮捕されてから捜査の終結までの間に身柄を拘束された期間である。身柄の自由は他すべての自由の基礎である。捜査中任意に被疑者の身柄を拘束することを防ぐために、現代法治国は刑事訴訟法に詳しく完備した逮捕・勾留制度を規定している。その意義は、身柄拘束の期間を適切に、合理的かつ必要的なものにすることにある。司法実務上の「超期羈押」現象はさけられないが、我が国の刑事訴訟法が拘束期間を明確に規定することにより公民が任意に人身自由権を剥奪されないことを現実に保障していることも否定してはならない。

被疑者が期間を超えて拘束されるのを避けるのは、被疑者の利益を保障すると同時に、捜査機関の仕事の効率への要求を反映するためでもある。改正後の刑事訴訟法は逮捕期間について明確に規定した。事案によって、10日、14日、37日（検察機関が逮捕を承認する期間も入れて）と三種の場合に分けられている。刑訴法第124条～128条は捜査中の拘禁期間に明確な規定をしている。通常、被疑者を勾留した後の捜査中の拘束期間は二ヶ月を超えない。事件の複雑性で、期間内に終結できない場合は、上級の人民検察院の承認を得て、一ヶ月の延長ができる（第124条）。下記のような事案は刑事訴訟法第124条によっても、期間内に終結できない場合は、省、自治区、直轄市の人民検察院の承認又は決定を得て、二ヶ月延長できる。(1) 交通が非常に不便な辺鄙地区で起こった重大で、複雑な事件の場合。(2)重

14) 教育部高等教育司編集『刑事訴訟法』法律出版社（1999年）199頁。

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

大な組織犯罪事件。(3)「流窜作案」などの重大、複雑な事件。(4)犯罪に関わる範囲の広く、証拠収集の困難性がある重大、複雑な事件（第126条）。被疑者が十年以上の有期懲役の刑罰を判決される可能性がある場合、刑事訴訟法第126条によっても、期間内に終結できない場合は、省、自治区、直轄市人民検察院の承認或は決定を得て、更に二ヶ月延長できる（第127条）。特殊な原因で長い間にわたって公判に出せない事件は、最高人民法院が全国人民代表大会常務委員会に延期公判の申請を提出し、承認を得ることができる（第125条）。これらの規定から、刑事訴訟法が捜査中の拘束期間の延長の理由を厳しく限定しただけでなく、延長の手続も明確に規定していることがわかる。その外、刑事訴訟法第75条は被疑者及び法定代理人、近親戚或は被疑者が選任（依頼）した弁護士及び他の弁護人には、公安機関が実施した強制措置が法定期間を超えた場合、強制措置の解除を請求する権利を与えると規定した。

拘束期間の規定は立法中にある一般的な技術問題だとよく人々に思われるが、実は、具体的数字の拘束期間を規定することにはさらに深い法理の意味があるのである。それはいつもある程度の価値目標に左右される。つまり、事案の真相を解明し、事件を正しく処理することである。この目標を実現するには、十分な拘束期間を規定し、公安・司法機関に相当に長い時間を供与し、事件の経緯を明らかにする。他方、公民の人身自由及び他の合法的權益を保障し、関係機関が積極的に仕事の展開を促進し、公判期間の長期化を防止するために、この目標はなるべく拘束期間を短縮して、有罪判決を下す前に、公民の権利へ最大の保障を与える。『公民権利と政治権利の国際公約』第9条第3項は「判決を待っている人々は拘禁されるのが原則ではないが、釈放は公判に出頭するのを条件にする…」。国際通用の準則によって、公訴された人を公判前に拘束するのは原則でなく例外である。人権委員会はその第8総合評判で、「公判前の拘禁は例外であり、なるべく短縮すべきである」と再び確認した。特に、未成年者に対して、『国際連合少年司法最低限度標準規則』（『北京規則』ともいう）は「未成年者を

拘禁して判決を待たせるのを余儀のない場合の手段として使用する。それに期間をなるべく短くする。できれば他の方法を採用する」と規定した¹⁵⁾。

(5) 供述に関する証拠規則についての大きな進歩

刑事訴訟法の第43条は「裁判官、検察官、捜査員（官）は必ず法定手続にしたがい、被疑者、被告人が有罪か無罪かまたは犯罪経緯が軽いか重いかを証明する各種証拠を収集する。拷問による自白の強要並びに脅迫、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠収集を厳禁する」と規定している。上記のような方法による証拠収集の効力を排除することを刑事訴訟法は明確に規定していない。しかしながら、1998年9月8日に施行した『最高人民法院所「中華人民共和国刑事訴訟法」の実施における若干問題についての解釈』第61条はその問題を具体化し、「違法な証拠収集は、これを厳禁する。拷問、威嚇、誘引、欺騙によって得られた証人の証言、被害者・被告人の供述は証拠とすることができない」と規定している。最高人民法院が制定して、1999年1月8日に施行した『人民検察院刑事訴訟規則』第265条も、違法な方法により収集した証人の証言、被害者・被告人の供述は犯行を証明する証拠とすることができないと規定した。違法に収集された供述は、我が国では採択された司法解釈により、初めて排除されている¹⁶⁾。その規定の価値は遥かに規定そのものを超えている。それは積極的に証拠収集の合法性と正当性を強調し、違法な方法での証拠収集を厳禁する。そういう証拠収集を禁止する規定は、違法な証拠収集が行われなようにとの一種の警告と予防である¹⁷⁾。捜査中に違法な方法で集められた供述であることが証明されれば、その供述は犯罪の事実認定の根拠に一切ならない。刑事訴訟法及び「両高」（最高人民法院所，最高人民検察院）の

15) 前掲8)，193頁。

16) 中国の司法解釈は「準法律」性質を持つ。最高人民法院所と最高人民検察院によって提出される。略して「両高」の司法解釈と呼ばれる。

17) 牟軍 「イギリスの非法証拠の処理原則とわが国の非法証拠の取捨に関する理性的思考」『法律科学』2000年第3号，111頁。

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

司法解釈では、違法な証拠の排除に関する具体的な手続規範はまだ規定されていない。上記の司法解釈は事実認定の根拠にならない「証人の証言、被害者・被告人供述」などの供述証拠だけ規定したが、違法に収集した物証、書証などの物的証拠を排除するかどうかまでは司法解釈には説明されていない。しかし、何といたっても、この一步を踏み出したことは我が国の刑事訴訟法史上の大きな変革であり、それはある程度で、「何人にも強いて自己負罪をさせてはいけない」という基本方針を体現し、訴訟文明が進化するシンボルであり、我が国の刑事訴訟手続きは人権保障と法制化のうえで重大の進歩をしたことも示している。

3 捜査段階における被疑者の権利保障の不足及び対策

改正された後の刑事訴訟法は、捜査段階で被疑者の権利を保障する面ではある程度進歩しているが、国連刑事司法準則と比べると、まだ相当な格差がある。それを発布・実施した以降も、被疑者の人権を無視し、侵害することはまだ存在している。その原因として、法律そのものがまだ完備していないこと、および捜査機関の職権濫用を挙げることができる。それらを徹底的に分析し、完備した対策を講じることが捜査段階における被疑者の権利を保障するために重要である。

(1) 捜査機関の有する強制処分決定権と実施権

中国刑事訴訟法によって、捜査機関が実施する各種強制措置（強制捜査行為）の中に逮捕だけは人民検察院の承認を必ず得る必要があるが、その他の強制処置は捜査機関自身が決定できる（検察機関が自ら捜査する事件なら、捜査機関としての検察機関は逮捕を含むすべての強制措置を自ら決定することが可能）。公安機関が逮捕（拘留）を実施すれば、担当者が『逮捕申請報告書』に記入し、そして、部門上司がそれを審査し、公安機関の責任者が決定し、実施できる。被疑者の住所を捜査し、事案に関する物品を押収しても、他の司法機関の事前授権又は事後審査を受けることなく、

公安機関が自分で決定するのである。それらの規定から見えてくる「不合理性」及びそれで発生する悪果は人を心配させるが、逮捕、勾留、搜索、押収などの強制措置は、被疑者の身柄を拘束し、または被疑者の財産、プライバシー、住所安全などの権利に関わるので、単に捜査手段の問題だけでなく、被疑者の人権保障に関する重大な問題に関わることを認めざるを得ない。それらの強制措置の決定はほとんど有効な監督を受けていないので、その適用範囲は任意に拡大されている。司法実務上、「以査代捕」（捜査の代わりに勾留する）、違法な搜索、押収などの現象は絶えずに発生する。それは、法律の厳肅性や司法の権威性を侵害すると同時に、市民の法律と司法機関への信頼感も動揺させている。

現在の世界法治国では、通常、捜査機関には逮捕、勾留、搜索、押収などの強制措置を決定する権利はない。その決定権は権威的、中立的な裁判官が握っているのが普通なのである。例えば、イギリスでは、「逮捕令状なしの逮捕」と「捜査令状なしの搜索」の例外な場合を除いて、警察が逮捕、搜索、押収を実施するため、それらの行為を実施する正当な理由を記載した書類を必ず治安裁判官に提出・申請する。治安裁判官が審査し、許可を発布してからでない限り、警察は上記の措置を実施できないのである¹⁸⁾。ドイツでは、普通、警察または検察官は逮捕する前に、必ず裁判官に申請書を提出し、そして逮捕を実施する必要性を証明した後、裁判官から逮捕令状がもらえる。たとえ緊急な場合に実施した、授權のない緊急逮捕であろうと、一刻も早く裁判官の司法審査を受ける¹⁹⁾。国連に関する公約・決議にもこのような規定がある。例えば、『公民権利と政治権利の国際公約』は逮捕または拘禁の合法性の司法審査を行うことについて、明確に規定している。この公約第9条第4項は「逮捕或は拘禁で身柄が拘束された人には、法廷に訴訟を提起する資格がある。すると、法廷はその拘禁が合法かどうかは遅滞なしに即時に決定でき、及び万が一拘禁が合法でなかったら、

18) 陳瑞華 『刑事訴訟の先端的な問題』中国法制出版社（2000年）289頁。

19) 前掲 296頁。

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

釈放という命令を与える」と強調している²⁰⁾。世界刑法協会第十五回代表大会が1994年に採択した『刑事訴訟の人権問題についての決議』第8条は「被告人の権利に影響を与えるあらゆる政府措置は警察の取る措置も含め、必ず裁判官の授権を得て、その司法審査を受ける」と規定している。

時代の発展に応じ、また我が国の国情に合わせて、私見は、刑事訴訟法の中で、強制措置決定権は全部法廷が行使すべきで（例外を除き、例えば、緊急の場合、令状なしに行った強制措置）、捜査機関及び検察機関はそれを行使できないことを規定すべきと考える。

そういう規定の意義として、強制措置の中にある「暗箱操作」（やみの取引）などの弊害を徹底的に取り除き、公民が違法逮捕、勾留、搜索、押収などをされないことを保障し、捜査機関の任意的行為を抑制し、捜査権限の濫用を防止し、訴追側と弁護側のバランスを取り、公判中の両者の実質的な対抗に堅い基礎を築くことにより司法救済を得させることができるのである。

(2) 弁護士の捜査中の刑事弁護活動はよく制限されること

[1] 弁護士依頼権の行使の困難さ

国連の『弁護士の作用についての基本原則』第7条は「勾留又は逮捕された人は、刑事告発をされるかどうかにかかわらず、一人の弁護士と連絡する機会を得るべきこと、どんな場合であろうと、勾留又は逮捕されてから48時間を超えないことを各国政府は確保すべきである。」と規定している。この規定で、犯罪容疑者は弁護士を頼む権利があるだけでなく、48時間以内に弁護士と連絡する権利もあることが分かる。我が国の刑事訴訟法にはそういう規定はないが、第96条に被疑者は捜査機関に第一回の取り調べの後又は強制措置をされた時から、弁護人を依頼できると明確にしている。また、第一回の取り調べとは時間はいつも被疑者が勾留、逮捕をされてか

20) 程味秋など編集 『国連人権公約と刑事司法文献集』 中国法制出版社（2000年）90頁。

ら24時間以内と、刑訴法第65条、第72条は明確に規定している。すると、被疑者が弁護士の依頼時期において、我が国の刑事訴訟法と国連の『弁護士の作用についての基本原則』とはあまり変わらないことが分かる。

しかし、多くの被疑者は捜査期間に弁護士を依頼することができることを知らない、このことが問題である。全体的に言えば、文盲及び半文盲、法律の分からぬ人は被疑者の中で、大きな比率を占めているので、その人たちはどうやって自分の訴訟権利を行使すればいいか分からず、捜査機関もほとんどの場合では告知を懈怠している。また、被疑者は弁護士を依頼しようとしても、事件が国家の秘密に関わるからという理由で常に捜査機関に拒否されてしまう。刑事訴訟法第96条第1項は「国家の秘密に関わる事件の場合、捜査機関の許可がなければ、被疑者は弁護士を依頼することができない」と明確に規定しているので、こういう条件付きの制限はよく捜査機関によって拡大化されている。それは捜査機関が恣意的に被疑者の弁護士の依頼請求を拒否することの原因になる。

〔2〕 弁護士との接見の困難さ

中国の捜査段階で、弁護士にとって、被疑者と接見するのは事件の情報にマスターする唯一の方法である。現行法により、捜査の段階において、弁護士が捜査機関に事件のこと聞くことができないし、何の証拠収集もできない。捜査段階では、弁護士との接見交通権は、弁護士にとっても、被疑者にとっても、非常に重要な訴訟権利の一つであることがわかる。身柄を拘束された被疑者が弁護士に接見して初めて、弁護士からの援助を得ることができ、こうして、刑事訴追活動の公正性と客観性を保障することができるのである。一方、弁護士としては、被疑者に接見してはじめて、面と向かって事件の詳細を聞き、その無罪や罪責の軽減などを証明するための被疑者に有益な情報を獲得し、そして、被疑者の申し立て、告訴、取保候審の申し込みを代理するかどうかを決めることができる。しかし、刑事訴訟法第96条第2項は、「国家の秘密に関わる事件について、弁護士が被疑

者に接見するには、捜査機関の許可を受けなければならない」と規定している。そうすると、実務の捜査する過程において、国家の秘密に関わる事件でなくても、捜査機関が国家の秘密に関わるという理由で、弁護士が被疑者に接見するのを拒否するとか、接見を認める時期を引き延ばすなどの事例がたびたび見られる。

[3] 弁護士の接見時に事件の事情の詳細を了解することの困難さ

刑事訴訟法第96条第2項は、「弁護士が拘禁されている被疑者に接見するときには、事件の事情及び必要性によって、捜査機関は捜査員に立会いをさせることができる」と定めた。しかし、司法の実務上、捜査機関がこの権利を濫用し、必要の有無にかかわらず、捜査員に立会いをさせることがよくある。しかも、捜査員は弁護士及び被疑者の傍らで接見を監視する。このことが、接見時に事件の事情の聴取を難しくする原因になっている。国連の「弁護士の作用についての基本原則」の第8条は逮捕、勾留、監禁されているすべての人は十分なチャンスと時間、及び便利な条件を以って、タイムリーに、盗聴（傍受）されずに、検査されずに、そして秘密に弁護士の来訪を受け、弁護士との相談する権利を持っていると規定している²¹⁾。わが国の法律の規定と実務は国連のこの規定と大いに食い違っている。弁護士が被疑者に接見するときに捜査員がその場に立ち会いをしてもよいのに対し、捜査員が被疑者を取り調べるときには、弁護士が立会いができない。そうすると、訴訟権利の行使の場面において両者のバランスが取れていない。したがって、立法の趣旨が司法の実務上で実現されることが難しくなる。

事情の了解を難しくさせるもう一つの原因は捜査機関が弁護士の接見の時間と回数を制限することである。捜査中、弁護士が二回しか被疑者に接見できない、毎回の接見時間が半時間以内に制限されるのが普通の決まり

21) 前掲8), 218頁。

である。

〔4〕 弁護士独自の証拠収集権の欠如

証拠の収集は弁護士が自分の責務を履行する重要な手段である。しかし、おなじ証拠収集の権利であっても、中国の刑事訴訟法は弁護士に対して、追訴機関と全く違った極めて不平等な取り扱いをしている。刑事訴訟法第37条と96条によれば、捜査段階においては、弁護士には証拠収集の権利がないことがわかる。一方、弁護士は捜査中に事件ファイルを閲覧することができないし、また、あらゆる手段を用いて調査し、弁護の角度から捜査機関に自分の事件に関する意見やアドバイスを述べることもできない。他方、捜査機関はあらゆる強制措置と公開又は秘密の捜査手段で証拠を収集することができる。そのため、弁護士が最初の資料を把握することが不可能で、その代理、申し立て、告訴も根拠の欠陥で無意味になりかねないのである。したがって、この状況は訴追活動の両者の対抗（バランス）の展開を妨害する。

〔5〕 弁護士の権益についての法的保障の不十分さ

改正された刑事訴訟法が実施されて以来、弁護士が仕事で身柄の安全、従業の安全及びその他の各権利が侵害されることはたびたびある。刑事訴訟法が弁護士の義務や責任に対する規定が弁護士の権利に対する規定よりはなはだ厳しいというのがその重要な一つの原因である。もっとも顕著にこの問題を現しているのは、刑事訴訟法の改正時に補充された第38条である。この第38条によれば、弁護士は被疑者や被告のために証拠の隠匿・隠滅・偽造し、又は結託してはいけない。また、証言を変えるために証人を威嚇し、又は誘導してはいけない。偽証や、その他の司法機関の訴訟活動を掻き乱すような行為をしてはいけない。この規定に違反した場合は、当事者の刑事責任を追及する。「証拠の隠匿・隠滅・偽造し、又は結託してはいけない」というのはまだ具体的で捜査できると言っていないかもしれない

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

が、「威嚇、誘導」というのは把握しにくく、このような規定は捜査員が弁護士の権利を侵害し、あるいは報復するのに便宜を図ってしまう。全国弁護士協会の不完全な統計によると、1995年から1999年までの間に、弁護士が刑事事件を取り扱う過程において合法権益が嚴重に侵害された事件数は全国で97件あるそうで、捜査、逮捕（拘留）された弁護士が百名以上あるそうである。以上のような制限が多いため、刑事事件を引き受けることから危険性を感じ、それを敬遠する弁護士が少なくない。そのことが奇妙な現象を引き起こしている。それは、改正後の刑事訴訟法が弁護士が訴訟活動に参加する権利をもっと与えたにもかかわらず、弁護士のもっとも基本的な業務、同時に弁護士制度が存在する社会的価値と弁護士の従業レベルをもっとも表現できる刑事弁護業務が増えないばかりではなく、かえって減少したということである。2002年5月に、北京弁護士協会がこういう調査結果を発表した。近年来、各級の裁判所が審理する刑事事件が増える一方であるのに対して、北京の弁護士が刑事事件を引き受けるのを恐れ、刑事事件を引き受ける割合は一年に一人に一件も足らなくなったと。2000年に北京市の弁護士が5495人いて、一年間に刑事事件を4300件を引き受けた。一人が受理した刑事事件数は1990年の2.64件から2000年の0.78件に減少した²²⁾。

弁護士を捜査段階の窮境から引き出すには、以下の5つの措置が必要であると考えられる。①捜査員が被疑者に弁護士の依頼ができる権利告知する義務を履行すること。②弁護士の接見交通権が保障されること。国家の秘密に関わらない事件においては、弁護士に捜査機関の許可を受けなくても被疑者に接見できる権利を与えること。また、国家の秘密に関わる場合は、もし機密性がそれほど高くなければ、原則としてはやはり被疑者に弁護士を依頼する権利を与えること。と同時に、弁護士に秘密の接見交権を付与すること。即ち、盗聴（傍受）されずに、検査されずに、秘密の環境

22) 「刑事事件の受理に敬遠する中国弁護士」『法制文萃報』2002年8月19日。

で……捜査員が見え、しかし聞えない範囲内で接見を行う。規定した接見時間以内であれば、弁護士が接見する時間と回数を限定しないこと。③弁護士が捜査段階の証拠収集の権利を有すること。④わが国の法律扶助が裁判の段階にだけ適用する現状を変え、捜査段階の法律扶助制度を確立すること。⑤弁護士の捜査段階における職務行為の司法豁免権を与えること。即ち、弁護士は捜査中に被疑者に法的サービスを提供する過程における行為と言論で司法追及されない権利を有する。

(3) 捜査段階での取り調べ時の拷問による自白（供述）を強要事例の多発

捜査段階での取り調べにおいて拷問による自白を強要するということは、捜査員が被疑者に取り調べるとき、拷問、形を変えた拷問または精神上的の圧迫などで供述を強要することである。統計によると、1996年に、全国の捜査機関で拷問による被疑者の死亡事件数は56件あり、死亡の人数は56人だったようだ。1997年には40件あり、死亡の人数は40人であった。実際に拷問などによる被疑者の死亡事件はこの統計を超えている²³⁾。近年来、警察事務、検察事務の公開化とマスコミの監督の強化にしたがって、捜査機関が拷問による自白を強要することによって、冤罪を発生し、被疑者を死傷させる事件がたびたび報道されている。見るだに痛ましい事件もある。たとえば昆明の「杜培武冤罪」はその一つである²⁴⁾。

拷問による自白の強要は危害が極めて大きい。大きく言えば、それは人権を踏みにじり、刑事手続に違反し、現行司法制度の威信を破壊し、捜査

23) 陳衛東 『刑事訴訟法の実施問題に関するレポート』中国法制出版社（2001年）37頁。

24) 1998年4月に、雲南省昆明市警察署強制的麻薬中毒回復所の警察官である杜培武氏が殺人の疑いで逮捕された。捜査中、杜培武氏が身体刑に耐えず、殺人したことを自供した。1999年昆明市中級裁判所から死刑を言い渡された。杜培武氏は不服して、上訴をした。その後、雲南省高級裁判所が死刑執行猶予の判決を言い渡した。2000年6月に、昆明市警察が真犯人を逮捕し、7月に雲南省高級裁判所が再審し、杜培武氏が無罪であることを明らかにした。

機関が民衆の中の形象を歪ませる。小さく言えば、具体的な事件において、真偽を紛らわしくして、無罪者に罪を着せ、有罪者を処罰から逃すことになる。

わが国の刑事訴訟法の第43条は「拷問による自白の強要並びに脅迫、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠収集を厳禁する……」と明白に規定している。拷問による自白の強要はわが国の刑事訴訟法に違反するばかりでなく、世界の多数の国が守る国連の規定に違反している。「公民権利と政治権利の国際公約」の第7条は「何人に対しても、酷刑および残忍な、非人道的な、侮辱的な待遇や刑罰を施してはいけない」と強調している。また、第10条第1項は「すべての自由を奪われた人に対して、人道的な、その人格尊厳を尊重する待遇を与えること」と規定している。わが国も1998年9月に国連の「拷問及びその他の残忍な、非人道的な、侮辱的な待遇と処罰を禁じる公約」に加盟した。その第15条も「すべての加盟国はすべての訴訟手続において、拷問によって取得したと認定された供述を証拠として採用してはいけない。しかし、このような供述は拷問使用者が拷問を施したのを訴えるときの証拠として使用できる」と規定している。

法律も明確に規定しているし、危害も大きいし、それではどうして拷問による自白の強要はたびたび禁じても絶えないのであろうか。拷問による自白の強要の現象が発生した原因については、学会と実務界では多くの説がある。概括して言えば、主に主観面と客観面と、制度面の三つの方面に原因がある。客観面の原因では、封建的な観念の影響、司法資源の投入の不足、捜査レベルの低下、捜査員の素質の低下、法律監督の無力などが挙げられる。主観面の原因では、捜査員の法観念の稀薄、思想上の実体の重視と手続の軽視、供述証拠の重視と物的証拠の軽視などが挙げられる。制度面では、被疑者に黙秘権があるのを否定することや、違法な手段による証拠を排除する規則が確立されていないことや、警察が証人として出頭しなくてもいいことなどが挙げられる。拷問による自白の強要が中国で禁じても絶えない原因は五つあると思う。①訴訟観念の影響。前述したように、

安全至上の伝統訴訟観念が長い間存在していた。自由と個人の利益はいつも副次的ないし非常に軽い地位に置かれている。被疑者の人権の保障や国内法律が規定した人権に関する内容は中国の現実社会では観念上の支えを欠いている。②中国の捜査機関の権限があまりに大きすぎるにもかかわらず、それに応じた制約がない。わが国の刑事訴訟法が捜査機関の捜査活動が人民検察院の監督を受けなければならないと規定しているが、実際には、検察機関の監督に非常に大きな限定性があり、しかも監督の効能が明らかでない。③拷問による自白の強要を実施する行為に対する制裁が弱い。深刻な結果をもたらした拷問を実施する行為に対して刑法第247条には明確な禁止規定と制裁規範があるが、犯罪にならない拷問を行う行為をどう処罰するかについては、具体的な規範がない。実施する捜査員に対しても明白な責任が規定されていない。したがって、党内の紀律違反と行政処罰で対応することが多い。それは結果として、拷問の実施者を助長することになる。④黙秘権保障の欠如。拷問を行わせる原因が多方面に存在するわけであるが、黙秘権保障の欠如がその要因の一つであることは否定できない。刑事訴訟法第93条は、被疑者は捜査員の質問にありのままに答えなければならないと規定している。したがって、被疑者が「回答」するように、しかも捜査員が納得できるような「ありのままに回答」させるために、拷問が使用されることになる。⑤違法な手段による証拠を排除する次のような規則はまだ法律上で確立されていない。すなわち、違法な手段によって収集された証拠の証拠能力、即ち証拠としての許容性を否定する規則である²⁵⁾。刑事訴訟法第43条は裁判官、検察官、捜査員が合法のプロセスによって被疑者、被告人の有罪、無罪、及び罪の重さを証明できる証拠を収集しなければならない。拷問による自白を強要することや、脅迫、誘引、欺罔・偽計又はその他の違法な方法による証拠収集を厳禁すると規定している。しかし、以上に述べた違法手段によって収集した証拠を排除する規定は法律

25) (日) 三井誠・町野朔など編集 『刑事法辞典』 信山社 2003年版 18頁。

上で規定されていない。

拷問による自白の強要行為を抑制するために、以下の対策が必要だと考えられる。①捜査員は意識の変革をする必要がある。刑事訴訟で犯罪の処罰と人権の保障との関係を正しく理解しなければならない。二つは統一したもので、単に犯罪の処罰を重視し、人権、特に被疑者の人権の保障を軽視してはいけない。②取り調べる時に弁護士に立会いの権利を与える。③拷問による自白の強要行為を実施する者を厳しく制裁する。拷問による自白の強要行為の実施者に対する懲戒制度を規定する。中には刑事処罰を与えることや行政責任と経済責任を負わせるなどの内容が含まれる。④被疑者に黙秘権があることを確立し、その上で、黙秘権を限定する規則を確立する。即ち、刑事訴訟法第93条を改正し、被疑者、被告人に黙秘権を有することを明確にする。と同時に英国の方式を参考にして例外の場合を規定し、黙秘権の適用範囲を限定する（英国は黙秘権の発祥地であるが、英国では1994年に「刑事裁判と公共秩序法」は黙秘権の規則を大きく修正した。当該規則の34条から37条のなかに集中的に現れている）。⑤違法な方法による証拠を排除する規則を規定する。世界中で広く行われた方式を参考に、わが国で自白の任意性規則を確立する。

(4) 捜査段階での拘束期間の長期化および拘束期間の超過現象

改正後の刑事訴訟法の規定によると、逮捕（中国の拘留）後の拘束期間は最長は37日間で、勾留（中国の逮捕）以後の捜査段階の拘束期間は最長7ヶ月ある。こんなに長い拘束期間は世界中でも恐らく珍しいことであろう。

しかし、わが国の裁判前の拘束期間は多くの国より長いですが、それにしても、司法の実務上「超期羈押」の現象はやはり著しく現れている。捜査段階で期間を超えて拘束する形式は三つある。①刑事逮捕中における「超期羈押」。刑事訴訟法第69条の規定によると、刑事逮捕の期限は普通は最長10日間で、特殊な場合は最長14日間で、「流窜作案」、「多次作案」、「结伙作

案」で犯罪する重大な被疑者に対しては、最長37日間の逮捕が許される。以上に述べた期限を超えた場合は期間を超える逮捕と規定される。これらの期間を超えた逮捕で最も著しく現れているのは捜査機関が特殊な規定を濫用し、「流窜作案」、「多次作案」、「结伙作案」で犯罪する重大な被疑者でなくても拘禁期間を37日間に引き延ばし、そして「转捕」又は釈放すべき重大な被疑者を37日間以上に逮捕することである。②勾留から移送までの間の「超期羈押」。前に述べたように、被疑者の捜査中の勾留後、拘留期間はそれぞれ二ヶ月、三ヶ月、五ヶ月、七ヶ月で、この期間以内に捜査を終え、起訴し移送しなければ、勾留から移送までの「超期羈押」と規定される。この「超期羈押」は下記のように現れている。第一は、刑事訴訟法の規定に従わずに恣意的に拘束期間を延長する。例えば、第126条が規定した四種類の被疑者でなくてもその拘束期間を五ヶ月に延長するのがそれである。第二は、法律の規定を曲解して拘束期間を延長する。例えば、刑事訴訟法第128条第1項は「捜査期間にもし被疑者が別の重要な犯行があるのを発見した場合は、刑訴法第124条の規定によって、発見した日から改めて拘束期間を計算する」と規定しているが、捜査員が被疑者の二つ又はそれ以上の犯行を発見した場合、まずその中の一つの罪名で「立案」（事件の受理）をし、それからすでに発見した犯行で上述の規定によって拘束期間を延長する。第三は、補充捜査における「超期羈押」。刑事訴訟法の第140条によると、人民検察院が事件を審査するとき、補充捜査が必要と認定した事件があれば、その事件を捜査機関へ戻して補充捜査をしてもらってもいいし、自ら捜査を行ってもいい。補充捜査の事件について、一ヶ月以内に終えなければならない。補充捜査の回数は二回を超えてはいけない。捜査機関に戻された事件の補充捜査が毎回一ヶ月を超えれば、「超期羈押」になるわけである。

捜査段階の「超期羈押」は決して少数のものではない。その危害は二つの方面に現れている。一方、法に基づかず、違法に法を適用するのは、現行法律制度の厳肅性、権威性を破壊し、捜査機関が民衆の中にある信頼を

馮：中国における捜査段階の被疑者の権利保障について

阻害する。他方は、「超期羈押」の期間に、被疑者の人身権益はひどく侵害される。また、「超期羈押」は事件の解決を引き延ばし、刑事訴追活動が正常に行われるのにマイナスの影響をもたらす。

「超期羈押」は長い間社会各界から注目されてきた問題である。公民の人身権益がそれによって侵害されるから、民衆の反応が激しい。したがって、2003年から、中国は「超期羈押」の抑制に力を入れた。最高人民検察院副検察長が「超期羈押」は法律に違反した身柄拘束で、その本質は不法拘禁である」と指摘した。その後、「超期羈押」実施したことで警察が訴えられた事例が出てきて、省クラスの検察長がそれによって最高検察院に自己点検（反省）をさせられた例も出てきた²⁶⁾。これはそれまでなかった現象で、中国の「超期羈押」を排除させる決心を示した。

捜査中の「超期羈押」を抑制するためには、以下の対策が必要だと考えられる。①裁判所が公判前の身柄拘束に対する決定権を確立し、逮捕、勾留の決定権を訴える権利を握った捜査機関から引き剥がし、裁判権のある裁判所の審査から制約を受けさせる。②わが国ですでに慣例になっているような裁判前の拘束をできるだけ減らす。「公民権利と政治権利の国際公約」の第9条第3項の規定により、公判を待つ人が拘禁されるのを原則とすべきではない。しかし、わが国の被疑者、被告人は一般的に拘禁された状態で公判を待つのである。この現状を変えるには、捜査中に「取保候審」の条件に合った被疑者なら、できるだけ「取保候審」の措置を行う。③「超期羈押」の行為に対して、裁判所に訴える権利を関係者に与える。④「超期羈押」の間に得た供述を違法な証拠として排除する。⑤「超期羈押」された被疑者に国家賠償を請求する権利を与える。⑥期間を超えた拘禁に関する責任制度を確立する。

このほかに、前にも述べたように、捜査中に存在する顕著な問題が二つある。一つは被疑者が黙秘権を享有しないことである。黙秘権がないばか

26) 「最高検察院は超期羈押は不法拘禁だと称した」『法制文萃報』2003年7月28日。

りではなく、刑事訴訟法第93条は「被疑者は捜査員の質問にありのままに答えなければならない」と規定している。もう一つは違法な証拠を排除する規則が確立されていないことである。違法な証拠のなかみ、範囲、違法な証拠を排除する基本的原則などいずれも規定されていない。そのほか、「秘密捜査」方法、例えば、おとり捜査、傍受及び捜査協力者など所謂国民の基本人権に関わる措置を法律上に規定していない。

4 終わりに

総じて言えば、わが国の捜査中における被疑者の権益保障が進歩を遂げていることを認めると同時に、現行の捜査方式が被疑者権益の保障において深刻な欠陥があるのを認めなければならない。わが国の実情は世界で普遍的なやり方や国連の関係する公約などが規定した被疑者の権益を保障する最低限度の標準に比べて、まだ大きな差がある。したがって、捜査活動の外部からの監督や捜査段階における被疑者の権益の保障を改善することがわが国の捜査方式の改革の重要な内容になっている。